

米子市クリーンセンターの排ガス・悪臭等測定結果

米子市クリーンセンターでは、対策委員会との環境保全協定に基づき、法規制基準値より厳しい目標値で運転管理を行っています。また、外部の委託業者により、毎月1回、排出ガス及び悪臭の測定を実施しています。
つきましては、令和8年度4月から6月の測定結果が出ましたのでお知らせします。

1 排出ガス測定結果（測定場所：煙突）

全ての項目で目標値を達成しています。

測定項目	単位	法規制 基準値	目標値	測定結果 (令和8年度4月～6月)	測定機関(令和8年度)
ばいじん	g/Nm ³	0.08	0.02	0.001 ～ 0.002	米子市安倍193番地1 有限会社 山陰分析センター
硫黄酸化物	ppm	2827 ～ 3052	50	2 ～ 7	
窒素酸化物	ppm	250	100	46 ～ 81	
塩化水素	ppm	430	50	9 ～ 29	

2 悪臭測定結果（測定場所：敷地境界線）

全ての項目で、目標値を達成しています。

測定項目	単位	法規制 基準値	目標値	測定結果 (令和8年度4月～6月)	測定機関(令和8年度)
アンモニア	ppm	5	0.05	0.05未満	米子市蚊屋235番地2 株式会社 大協組
メチル メルカプタン	ppm	0.01	0.001	0.0002未満	
硫化水素	ppm	0.2	0.01	0.0003未満	
硫化メチル	ppm	0.2	0.003	0.0001未満	
二硫化 メチル	ppm	0.009	0.009	0.0002未満	
トリメチル アミン	ppm	0.07	0.005	0.0004未満	

測定結果詳細は、別紙のとおりです。

※ なお、年1回実施する排ガス中のダイオキシン類測定及び3校区1箇所ずつの土壌中のダイオキシン類測定については、結果が出次第報告します。

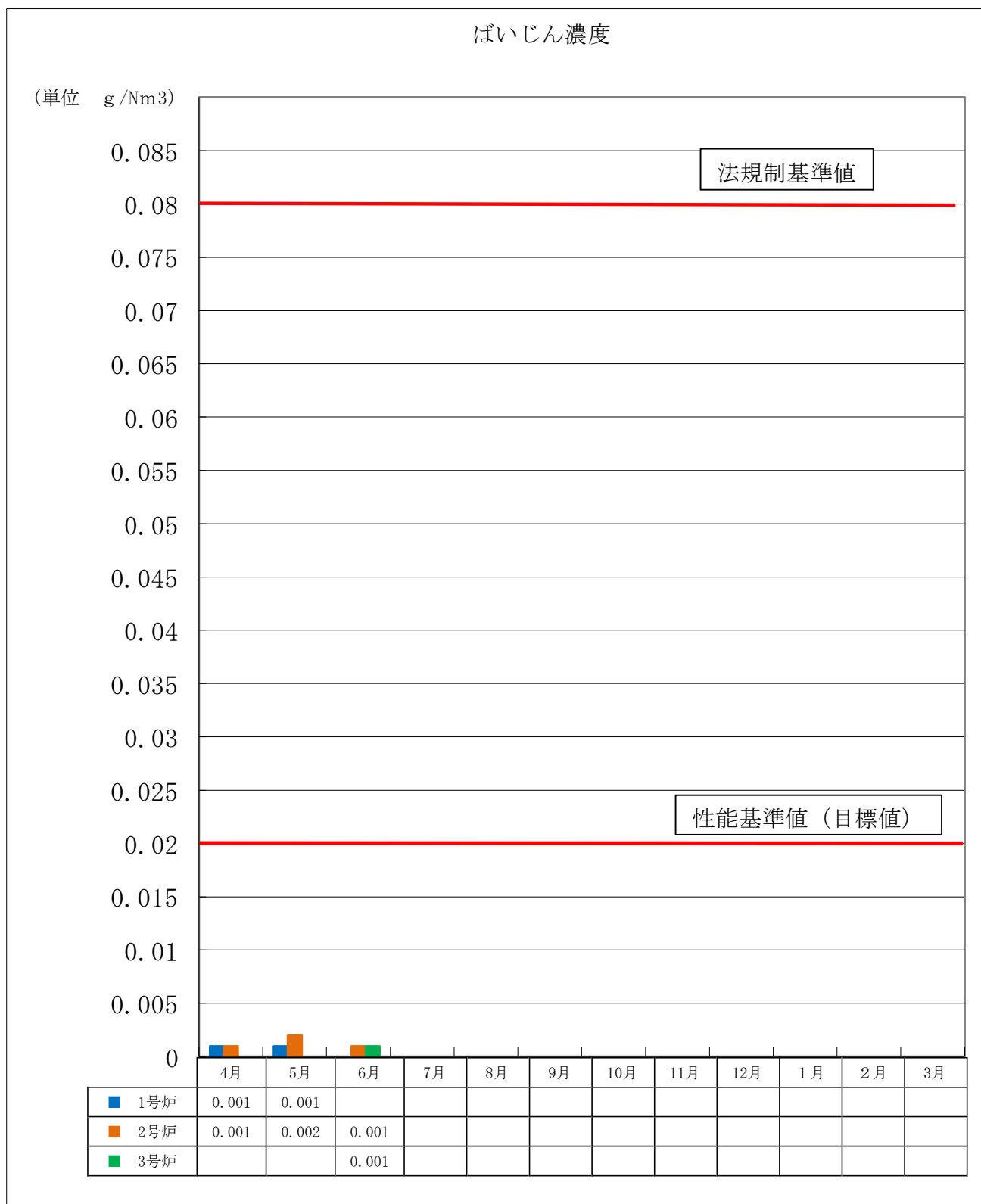
米子市クリーンセンター排ガス等測定結果詳細

1 排出ガス測定結果詳細について

毎月稼動各炉について測定を行い、下図のような測定結果が得られました。

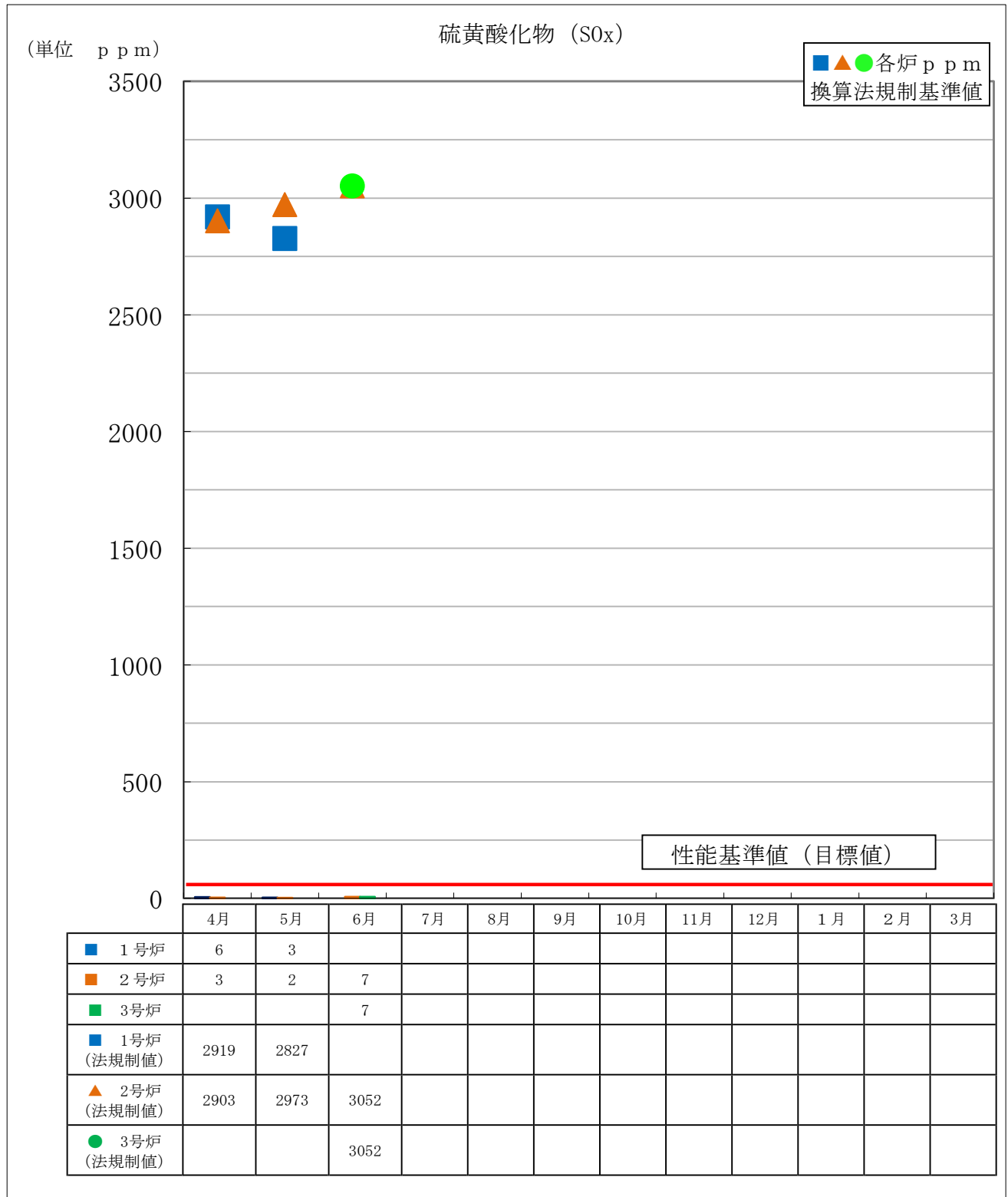
(1) ばいじん (法規制基準値: 0.08 g/Nm^3) (濃度規制方式)

目標値は、 0.02 g/Nm^3 以下であり、目標を達成しております。



(2) 硫黄酸化物 (SO_x) (量規制方式)

目標値は、50 ppm以下であり、目標を達成しております。



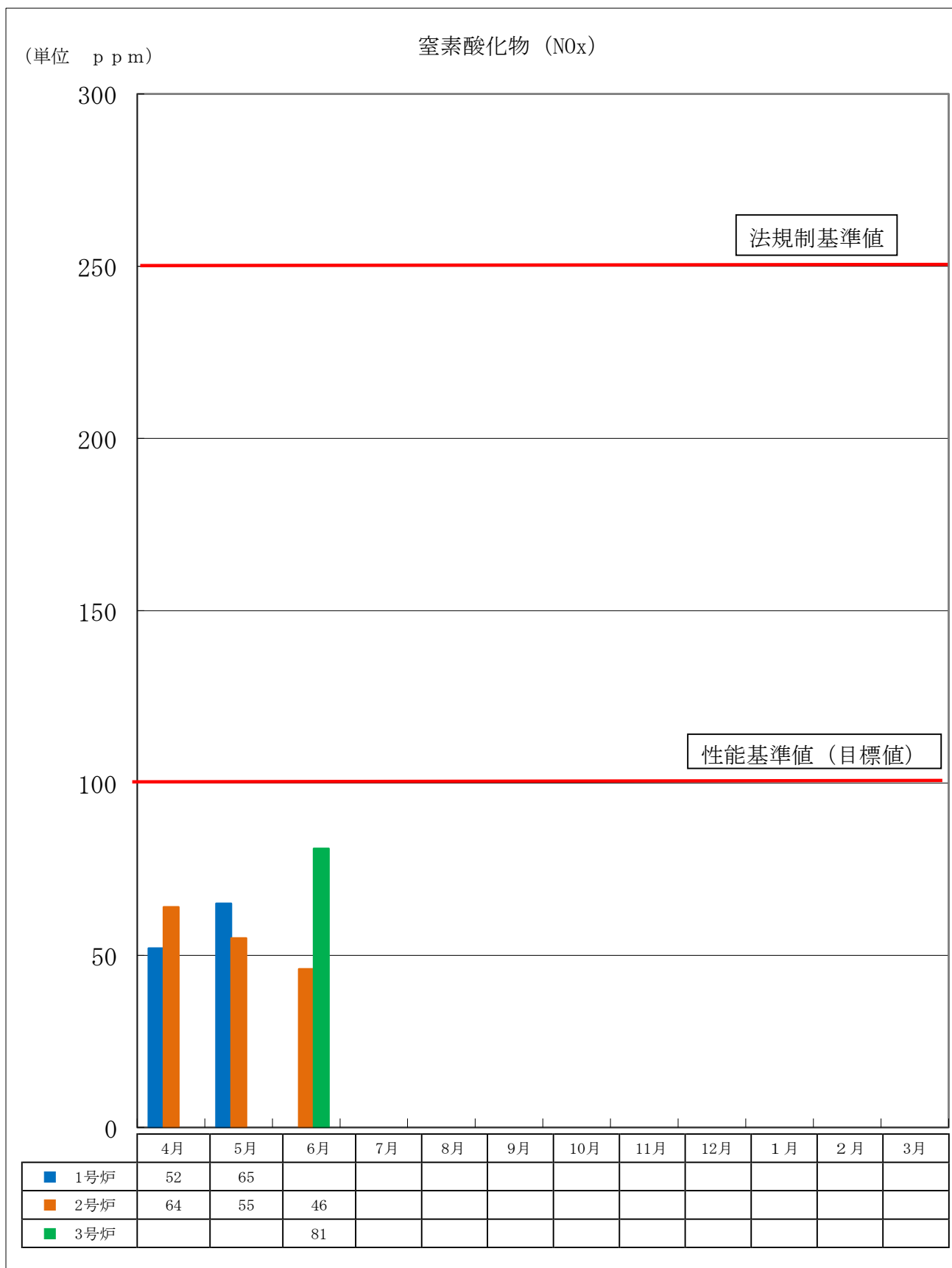
(参考)

法規制基準値は、排出口の高さに応じた許容限度として $q = K \times 10^{-3} \times He^2$ で表され、規制はK値で行われています。

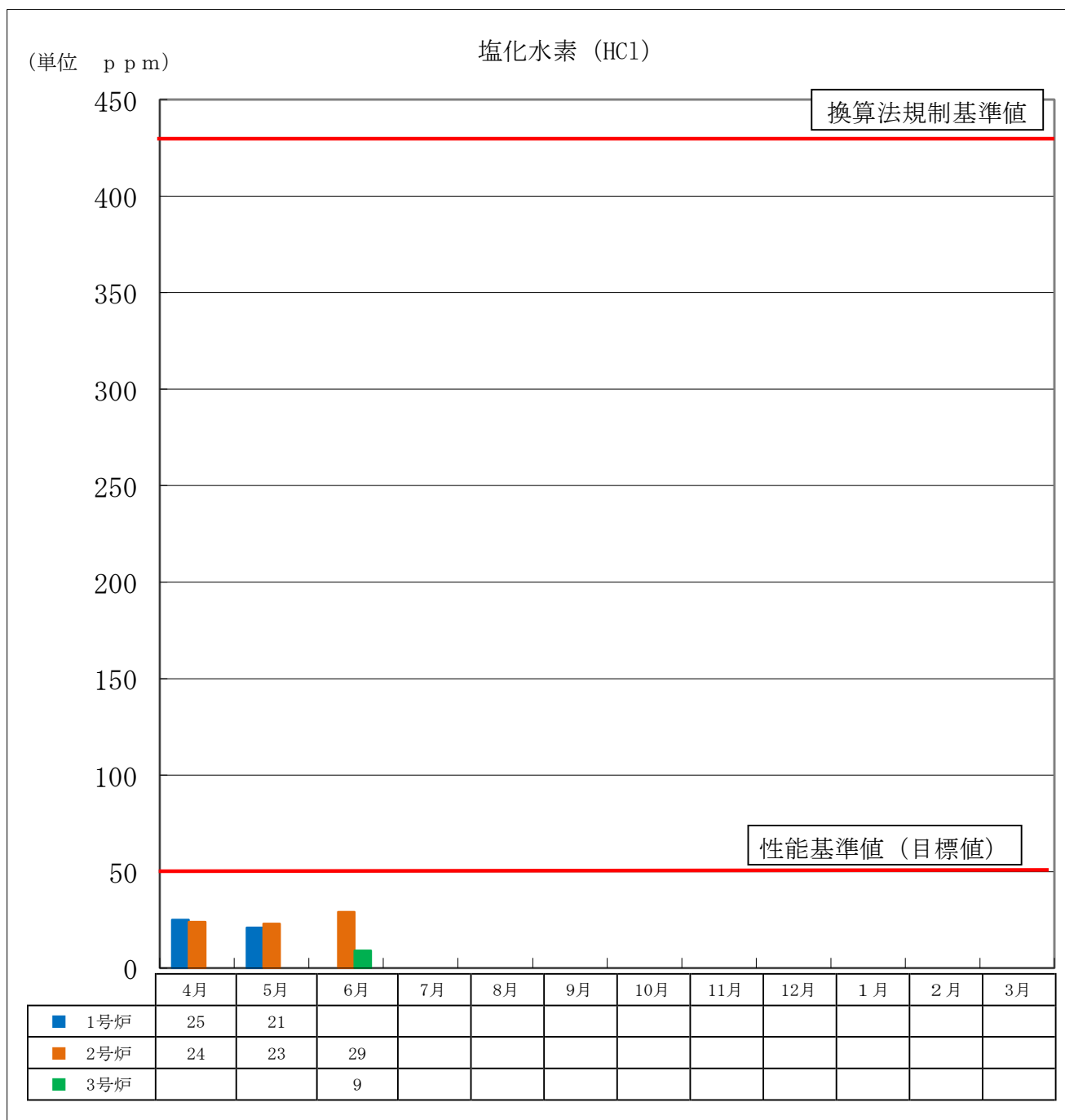
q: 許容排出量 (Nm³/hr) He: 補正された排出口の高さ (煙突実高+煙突昇高)

k = 3.0~17.5 (鳥取県は17.5)

(3) 窒素酸化物 (NO_x) (法規制基準値: 250 ppm) (濃度規制方式)
 目標値は、100 ppm以下であり、目標を達成しております。



(4) 塩化水素 (HCl) (換算法規制基準値：430 ppm) (濃度規制方式)
 目標値は、50 ppm以下であり、目標を達成しております。



(参考)

法規制基準値は 700 mg/Nm^3 、これを ppm 換算すると 430 ppm となります。

[ppm換算式]

$$\text{ppm} = \text{mg/Nm}^3 \times 0.615 \text{ mg/Nm}^3$$

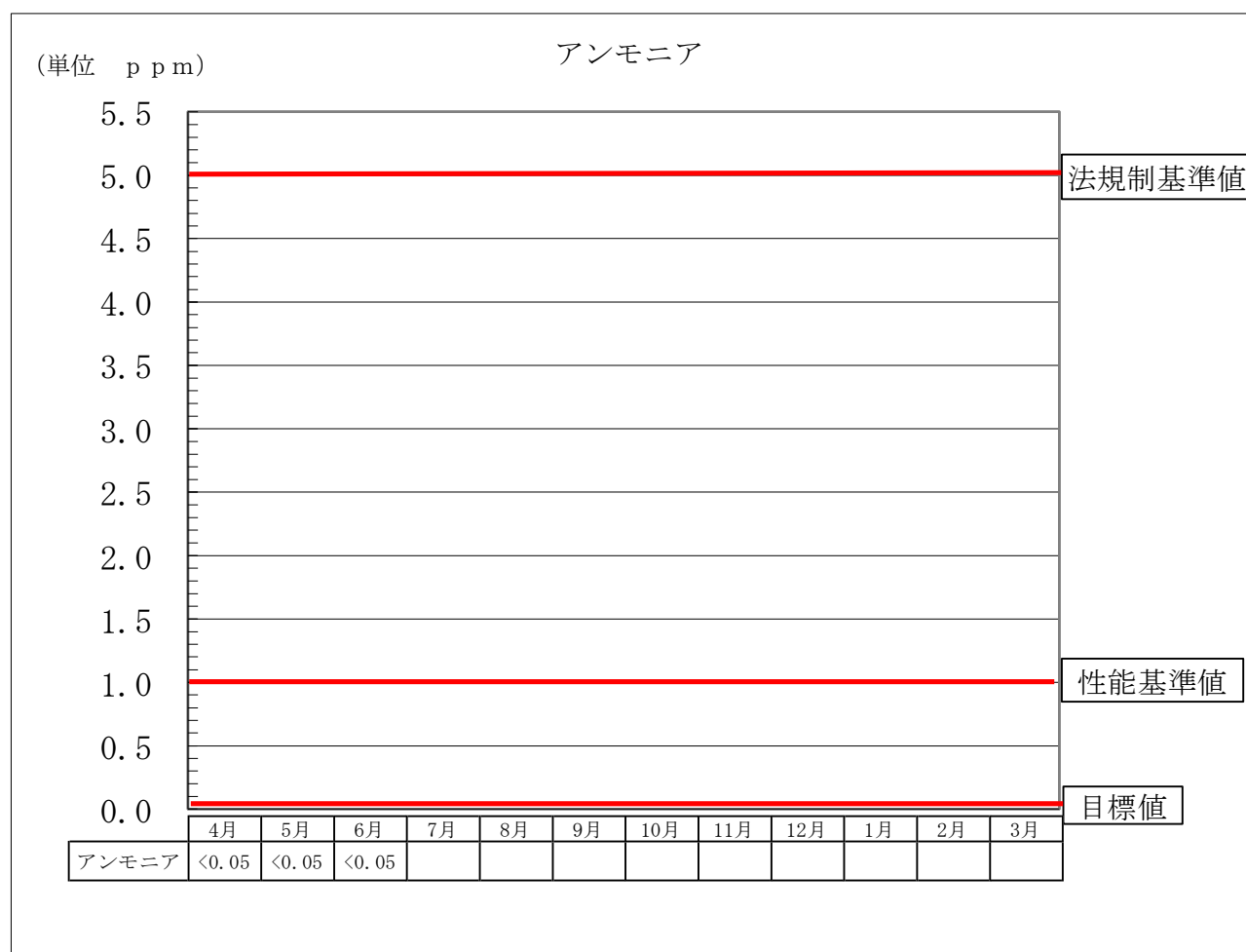
標準状態 (1気圧、0℃) において塩化水素 (HCl) 1 kg 当たり、 0.615 mg/Nm^3

法規制基準値は、 $700 \text{ mg/Nm}^3 \times 0.615 = 430 \text{ ppm}$ となります。

2 悪臭測定結果について

(1) アンモニア（法規制基準値：5 p p m）

目標値は、0.05ppm以下であり、目標を達成しております。



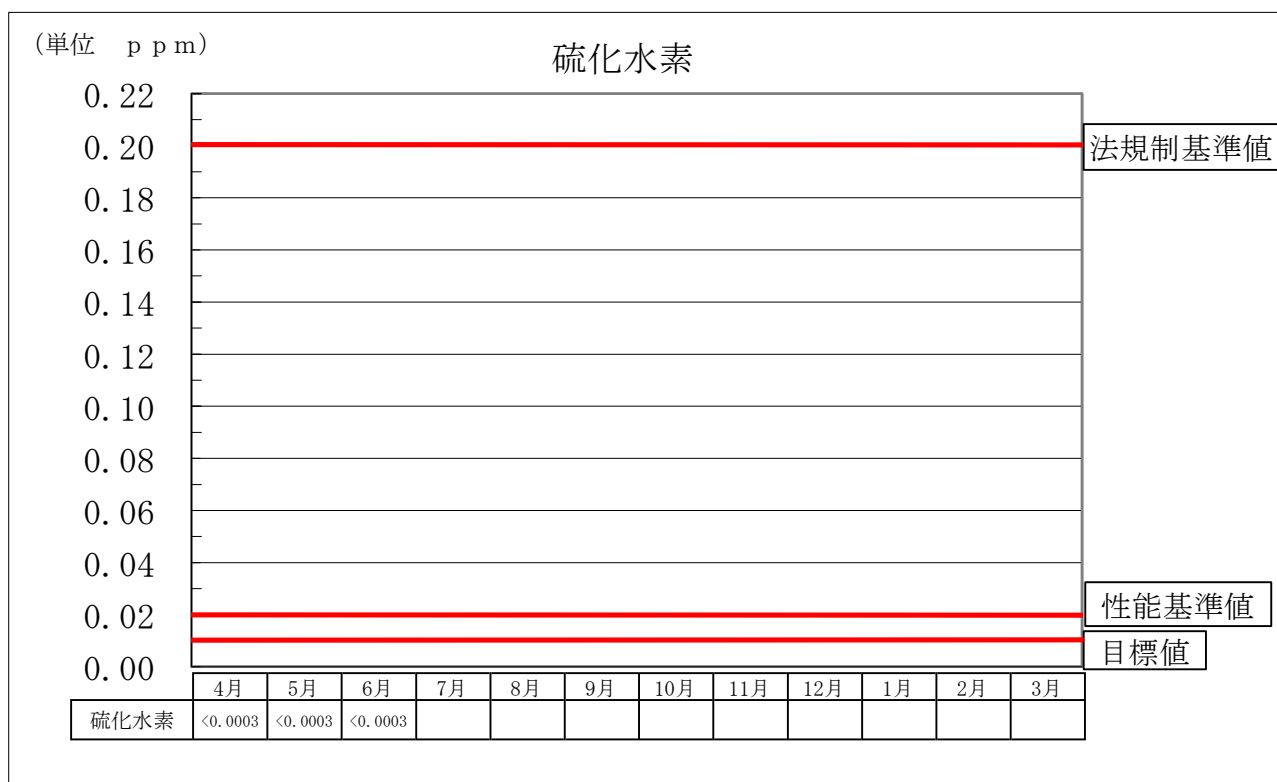
(2) メチルメルカプタン（法規制基準値：0.01 p p m）

目標値は、0.001ppm以下であり、目標を達成しております。



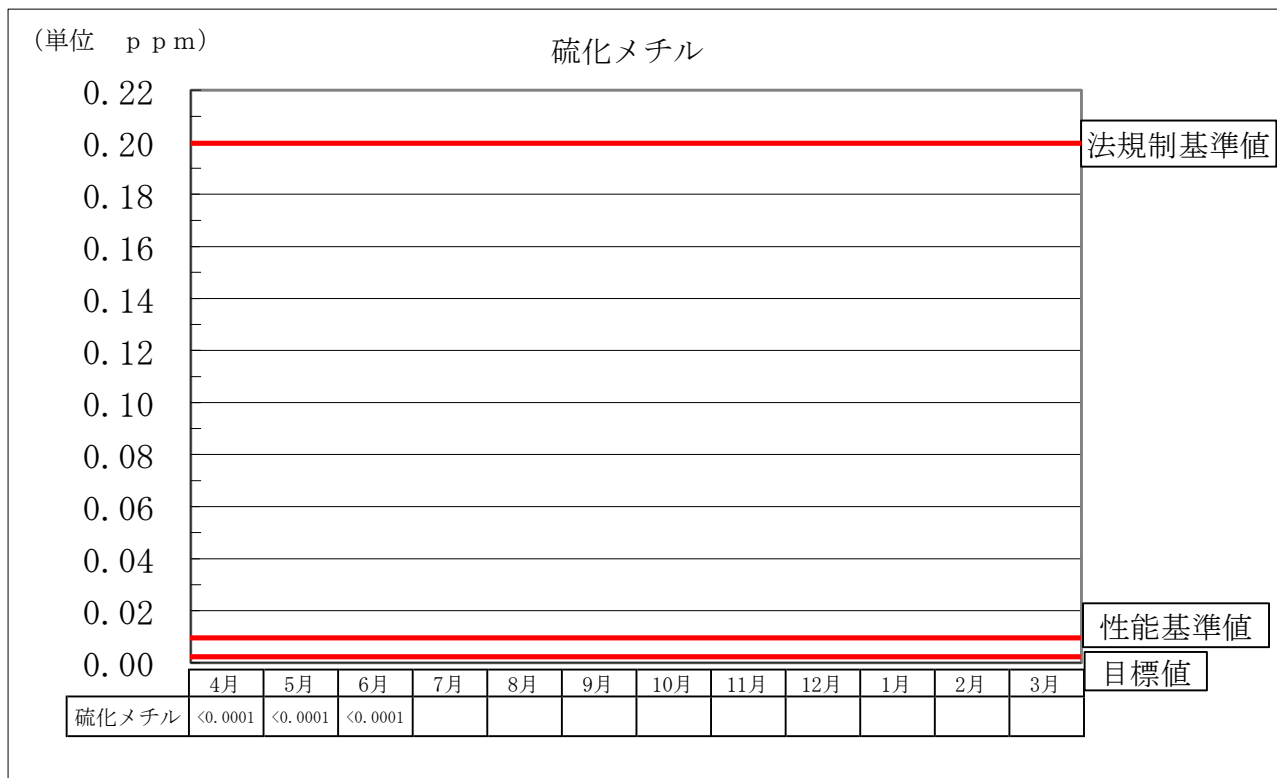
(3) 硫化水素（法規制基準値：0.2 ppm）

目標値は、0.01ppm以下であり、目標を達成しております。

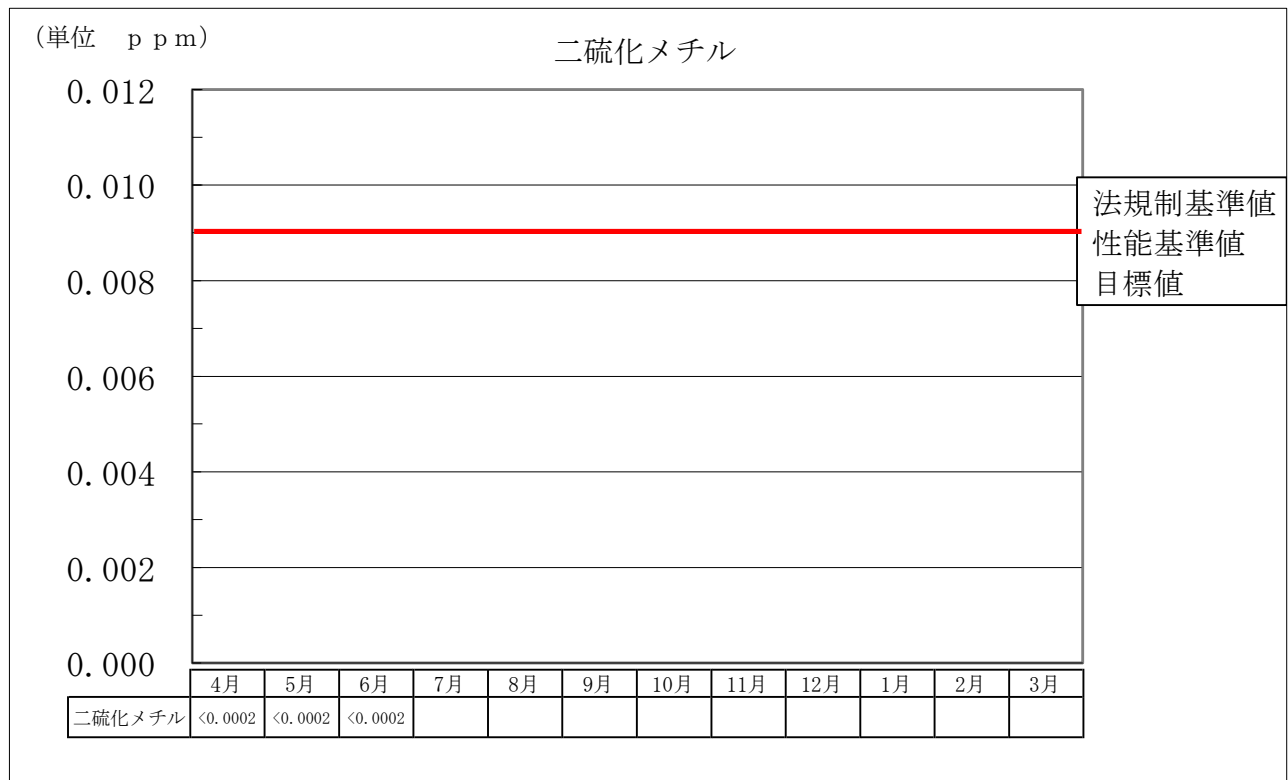


(4) 硫化メチル（法規制基準値：0.2 ppm）

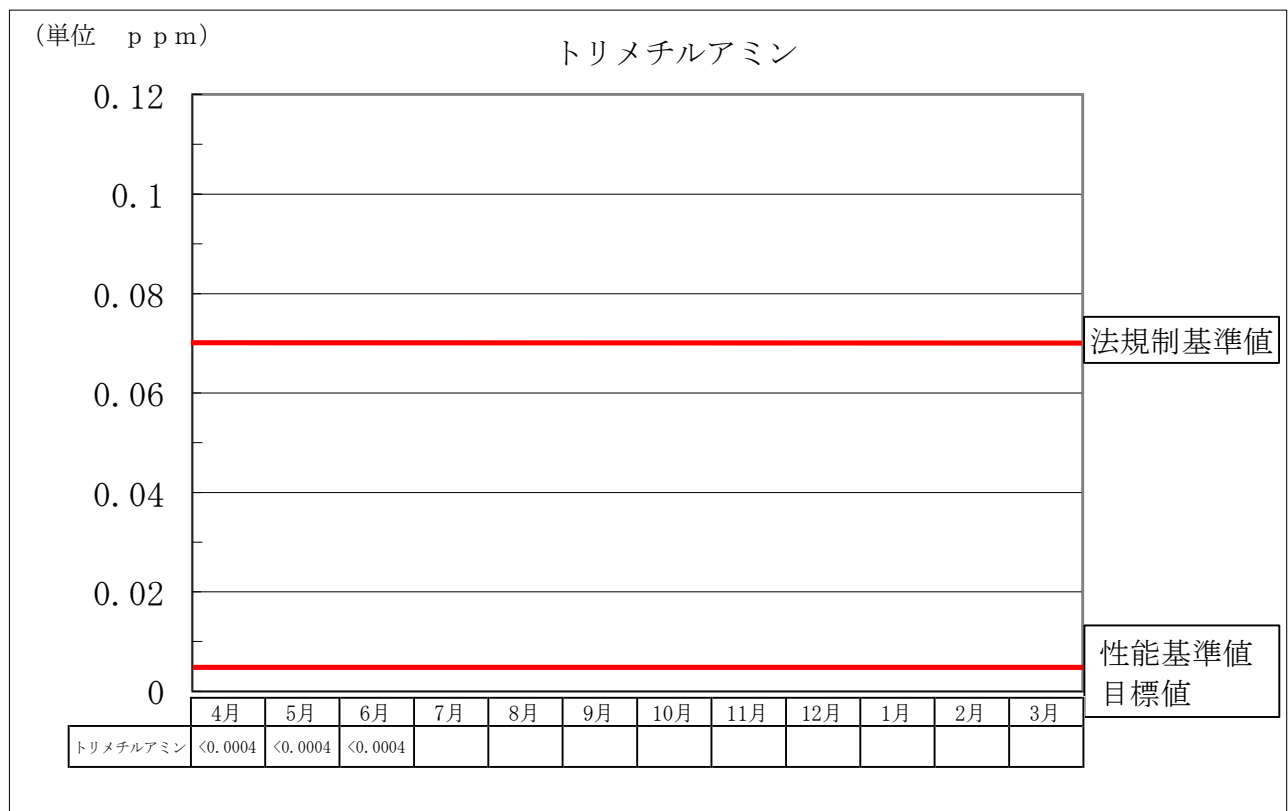
目標値は、0.003ppm以下であり、目標を達成しております。



- (5) 二硫化メチル（法規制基準値：0.009ppm）
 目標値は、0.009ppm以下であり、目標を達成しております。



- (6) トリメチルアミン（法規制基準値：0.07ppm）
 目標値は、0.005ppm以下であり、目標を達成しております。



3 用語説明

○排ガス測定

1) ばいじん

燃焼によって生じたすす等の個体粒子のことです。

2) 窒素酸化物 (NO_x)

二酸化窒素等、窒素と酸素の化合物のことです。光化学スモッグや酸性雨の原因にもなります。石油を燃焼するボイラー等（固定発生源）と、自動車（移動発生源）が主な発生源です。

3) 硫黄酸化物 (SO_x)

石油等の化石燃料や原料中の硫黄分の燃焼により発生します。二酸化硫黄（亜硫酸ガス）等、硫黄と酸素の化合物のこと。呼吸器系の障害の原因や酸性雨の原因になります。

4) 塩化水素 (HCl)

刺激性・腐食性のある有害ガスであり、水に溶けると塩酸になります。

○悪臭測定

1) アンモニア

し尿臭、刺激臭のある物質で、生物や、その排泄物の分解、腐敗等によって発生します。

2) メチルメルカプタン

腐った玉ねぎのようなにおいのする物質で、有機化合物の腐敗等によって発生します。

3) 硫化水素

腐った卵のようなにおいのする物質で、生物の分解、腐敗等によって発生し、火山ガス等にも含まれています。

4) 硫化メチル

腐ったキャベツのようなにおいのする物質で、アブラナ科の植物の腐敗等により発生します。

5) 二硫化メチル

腐ったキャベツのようなにおいのする物質で、アブラナ科の植物の腐敗等により発生します。

6) トリメチルアミン

腐った魚のようなにおいのする物質で、海魚や甲殻類の腐敗等により発生します。

○単位、その他の事項について

1) $\text{Nm}^3/\text{h r}$

煙突等から排出される1時間あたりのガス量を表す単位。気体は温度、圧力により体積が変化するため、標準状態（1気圧、0℃）に換算して表します。

2) ppm、ppb

微量な物質の濃度や含有率を表すのに用いられ、ppmは100万分の1を意味し、ppbは10億分の1を意味します。 $1\text{ ppm} = 1,000\text{ ppb}$

3) < 0.001

0.001未満